特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	健康増進法にかかるがん検診等の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
柏原市は、健康増進法にかかるがん検診等の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
柏原市長

公表日
令和4年3月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法にかかるがん検診等の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三号）第17条第1項又は第19条の2に基づき、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健康診査、がん検診（胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん等）など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するための事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①事業対象者の把握、健診受診の通知。、 ②受診等の記録、結果の管理。 ③健康教育、健康相談、訪問指導、未受診者への再勧奨等履歴の管理。
③システムの名称	①健康管理システム ②中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
①健康増進情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条　第1項　別表第一の76の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会＞ 番号法第19条第8号別表第二第102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 ＜情報提供＞ 番号法第19条第8号別表第二第102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部　健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　健康部　健康づくり課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　健康部　健康づくり課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	健康福祉課長　山角 清治	健康福祉課長　酒井 享三	事後	人事異動のため
平成29年6月13日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　健康福祉部　健康福祉課	柏原市大県4丁目15番35号 柏原市役所　健康福祉部　健康福祉課	事後	
平成29年6月13日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　健康福祉部　健康福祉課	柏原市大県4丁目15番35号 柏原市役所　健康福祉部　健康福祉課	事後	
平成30年4月1日	②所属長	健康福祉課長　酒井 享三	健康福祉課長　松本　雅雄	事後	人事異動のため
令和2年4月1日	②所属長	健康福祉課長　松本　雅雄	健康福祉課長	事後	項目変更のため
令和3年8月1日	5. 評価実施期間における担当部署　①部署	健康福祉部　健康福祉課	健康部　健康づくり課	事後	機構改革のため
令和3年8月1日	5. 評価実施期間における担当部署　②所属長の役職名	健康福祉課長	健康づくり課長	事後	機構改革のため
令和3年8月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	柏原市大県4丁目15番35号 柏原市役所　健康福祉部　健康福祉課	柏原市大県4丁目15番35号 柏原市役所　健康部　健康づくり課	事後	機構改革のため
令和3年8月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	柏原市大県4丁目15番35号 柏原市役所　健康福祉部　健康福祉課	柏原市大県4丁目15番35号 柏原市役所　健康部　健康づくり課	事後	機構改革のため
令和4年1月4日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	柏原市大県4丁目15番35号 柏原市役所　健康福祉部　健康福祉課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　健康部　健康づくり課	事後	部署移転のため
令和4年1月4日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	柏原市大県4丁目15番35号 柏原市役所　健康福祉部　健康福祉課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　健康部　健康づくり課	事後	部署移転のため
令和4年3月8日	Ⅰ4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を予定しているため
令和4年3月8日	Ⅰ4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		＜情報照会＞ 番号法第19条第8号別表第二第102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 ＜情報提供＞ 番号法第19条第8号別表第二第102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を予定しているため